工事費等内訳書の取扱いについて

建設工事及び建設工事に係る測量、調査又は設計において入札時に提出を求める工事費等内訳書(以下「工事費内訳書」という。)の取扱いについて、下記のとおりとする。

記

- 1. 工事費内訳書の提出が必要な案件
- (1)建設工事

競争入札に付する全ての案件

(2) 建設工事に係る測量、調査又は設計 競争入札に付する予定価格(税込)3,000万円以上の案件

- 2. 工事費内訳書の提出方法について
- (1) 電子による入札案件

電子入札システムにて、入札書提出時に工事費内訳書をファイル添付するものとする。

(2) 紙による入札案件

入札書に工事費内訳書を同封するものとする。

- 3. 工事費内訳書の様式について
- (1) 予定価格(税込) 130万円超3,000万円未満の案件(建設工事のみ) 工事費内訳書(建設工事関係用)(簡易版)(様式第5号その2)を使用するものとする。
- (2)予定価格(税込)3,000万円以上の案件 入札公告にて案件ごとに指定する様式を使用するものとする。
- 4. 工事費内訳書の審査について
- (1) 工事費内訳書の審査は、開札後、事後審査資料提出依頼前に、落札候補者について行う。

なお、くじ引きにより、落札候補者の決定を行う場合はくじ引き後の落札候補者(第 1順位)の工事費内訳書を審査する。

- (2) 工事費内訳書が以下の各項目のいずれかに該当する場合は、その者を落札外とする。
 - ①工事費内訳書の提出がないもの
 - ②工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの(工事費内訳書の合計金額(工事 (委託)価格)と入札金額(税抜)の整合を確認する(消費税額は、審査の対象外とす る)。)
 - ③記載すべき事項が欠けているもの(ただし、電子入札システムにより提出された場合は、記載すべき項目に、案件名・業者名・代表者名は含まない。)

④その他不備があるもの(例:工事費内訳書に記載の案件名と当該案件名とが一致しない (電子入札システムにより提出された場合を除く。)、計算の不整合等)

5. その他

- (1) 落札候補者以外の者の工事費内訳書の不備等が明らかになった場合においても、落札者の決定等、その後の入札事務の進行を妨げないものとする。
- (2) 入札書に添付された工事費内訳書は変更契約等の基礎とはならない。